

## ○ 農業融資保険の利用について

農業融資保険は、基金協会が保証を行う場合を除き、大口農業貸付<sup>注1</sup>等について、信用基金が保険を行う制度です。

農業者等の必要とする資金の借入れについて基金協会の債務保証を利用する前提で手続きを進めることとなりますが、大口貸付等で基金協会が債務保証を行うことができないと判断し、また、融資機関<sup>注2</sup>として融資保険を利用したいと考えた場合には、基金協会の意見書と貸付関係書類等を信用基金に提出し、融資保険の引受を行う場合は、信用基金が別に定める融資保険約款に基づく保険契約の締結が必要になります。

(注1)原則、1件2億円以上となります。ただし、一部の資金等について基金協会が債務保証を行うことが困難な場合は2億円未満であっても融資保険契約を締結できます。

(注2)融資保険の対象融資機関は、次の要件に適合するものでなくてはなりません。

- ① 農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の貸付け及び回収の業務を的確に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
- ② 貸付業務を的確に遂行できる能力及び十分な社会的信用を有し、並びに法令等の遵守、犯罪の防止、顧客情報の管理等について適切な体制が整備されていること。

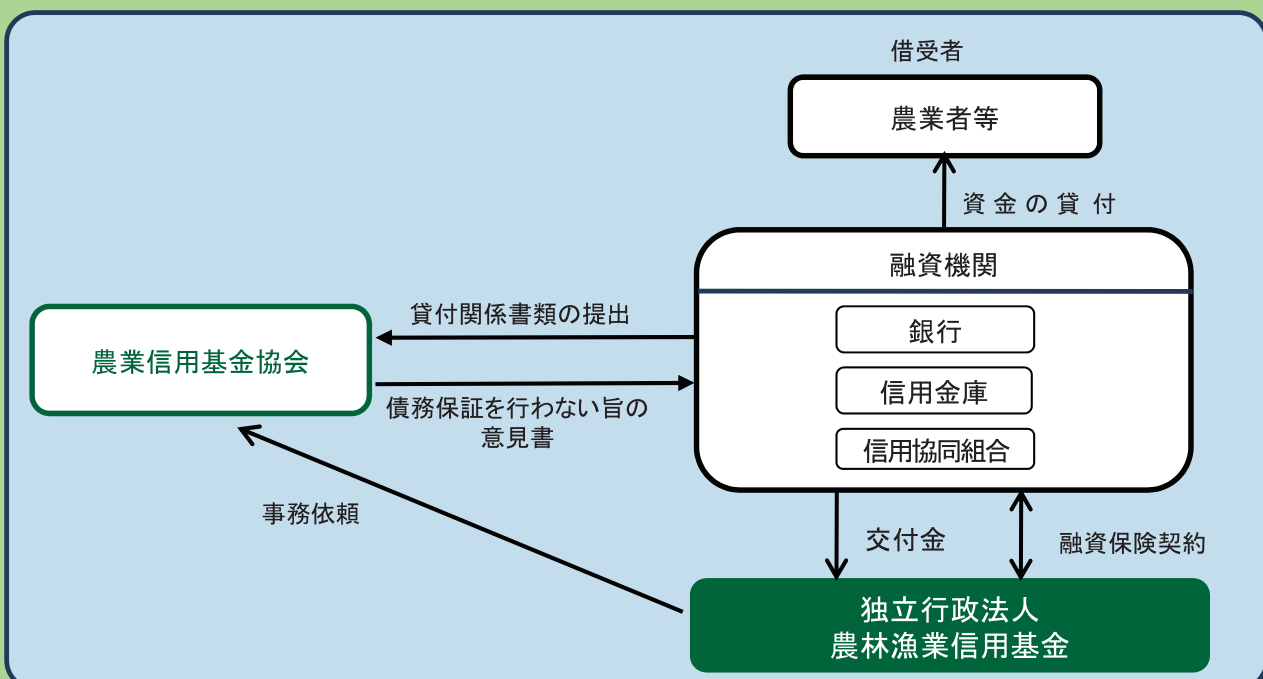
## ○ 農業融資保険の内容

### ○対象となる貸付先

農業を営む者及び農業に従事する者（個人、法人、任意団体のいずれも該当します。）、農事組合法人などが対象となります。

### ○対象資金

- ① 農業近代化資金
- ② 農業改良資金
- ③ 就農支援資金
- ④ 農業経営改善促進資金
- ⑤ 農業施設資金、農業運転資金、その他農産物の処理加工又は流通に必要な資金（畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金などの農業経営維持に必要な資金は対象外です。）



## ○銀行等の利用者負担

信用基金の適切な運営を確保するため、銀行・信用金庫・信用協同組合の貸付けに係る融資保険を行う場合、各融資機関の利用額に応じた利用者負担として、交付金をいただく仕組みとしています。

具体的には、農業融資保険に付保を予定している貸付額の20分の1を信用基金に納付していただき、融資保険を継続的に利用する場合は貸付額が減少すれば、その減少額分について交付金を納付することなく融資保険に新たな付保が可能になります。

なお、残高が消滅し、融資保険を今後利用しない場合は、交付金（保険金残高相当を除く。）はお返しします。

## ○保険料率

保険関係が成立した貸付けにつき融資機関が信用基金に支払うべき保険料の額は、貸付金の返済条件に従い計算した保険金額に貸付の期間1年につき次表に掲げる資金区分に対応する保険料率を乗じて得た額です。

資金区分	保険料率
農業経営改善資金	年0.33パーセント
農業経営改善資金以外の資金	年0.48パーセント

(注1) 農業経営改善資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、農業経営改善促進資金の国等の制度に基づく資金をいう。

(注2) 農業経営改善資金以外の資金とは、農業施設資金、農業運転資金、その他農産物の処理加工又は流通に必要な資金（畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金などの農業経営維持に必要な資金を除く。）

## ○保険事故

貸付けの弁済期後3月経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済

## ○支払保険金額

貸付金の未回収元金の70%（利息・遅延損害金は含みません。）

## ○保険金の一部又は全部をお支払できない場合

- ・ 融資機関が、故意又は重大な過失により、貸付対象者でない者に対し貸付けを行ったとき。
- ・ 融資機関が、故意又は重大な過失により、その貸付金が目的外に使用される貸付けを行ったとき。
- ・ 融資機関が、信用基金と協議して付した保険条件である保証人又は担保を徴求しなかったとき。

など融資機関が業務方法書又は約款の条項に違反したときは、その事実に係る保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

## ○保険金支払時の金融機関の信用基金に対する拠出金

融資機関は、保険金の支払を受けた場合は、その保険金の10分の1に相当する額を信用基金に拠出していただきます。

## ○保険金お受け取り後

融資機関は、支払を受けた保険金に係る貸付金債権の管理及び回収のために、他の貸付金債権と同様の注意をもって、必要な措置を講じなければなりません。

当該貸付けについて借入者等から返済があった場合は、その返済額の10分の7の額を信用基金に納付していただきます。なお、拠出金についてはその納付額の10分の1の額について、融資機関の請求に基づき信用基金から返還します。

### 独立行政法人農林漁業信用基金窓口

独立行政法人農林漁業信用基金 農業管理室 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12(コープビル5階) TEL:03-3294-4483  
農業第一部 TEL:03-3294-4484

### 農林水産省担当窓口

農林水産省経営局金融調整課 〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1(農林水産省5階) TEL:03-6744-2171